

令和5年5月25日

応急手当講習会を計画する方へ

十日町地域消防本部  
警 防 課 救 急 室

応急手当講習会の実施方法について（お願い）

日頃から応急手当の普及啓発に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に変更されたことに伴い、今後の応急手当講習会を自主的に実施する場合の対応について、以下のとおりとします。

記

1 自主的講習会を開催する場合の対応について

(1) 救急講習会の実施形態

- ア 実施する講習会は、救命入門コース（45分・90分）及び普通救命講習Ⅰ（WEB併用）を基本とします。
- イ 受講人数の制限を設けず、従来の当消防本部実施要綱に基づいた人数とします。ただし、受講者が多数の場合は、資器材数の関係から、2回に分けて開催する等の対応をお願いすることもあります。
- ウ 訓練用人形（リトルアン）への人工呼吸を可能とします。ただし、実施する場合は受講者1人に対し1台とし、人形の共有使用は不可とします。また、人工呼吸実施後は、速やかに主催者側が準備した消毒器材を活用し消毒をお願いします。

(2) 基本的感染対策

感染対策の考え方は、業種や受講者の形態により異なりますので、主催者側の方針のほか、以下を参考に対応をお願いします。

- ア 体調不良者等の欠席を求めることを推奨する。
- イ 可能な範囲で会場の換気など、基本的な感染対策を考慮する。
- ウ マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。
- エ 講習資器材は、消毒後に返却をする。

→次項へ

## 2 その他

消防本部は当分の間、一部感染防止対策を継続して実施します。消防庁舎を使用  
しての講習会実施時は、継続的な感染対策を依頼する場合がありますので、その旨  
御了承ください。

以上

**【問合せ先】**

警防課救急室 井ノ川・水落・山田

電話：025-757-1558